

箕面駅周辺整備方針検討懇話会開催要領

（開催）

第 1 条 箕面駅周辺整備方針検討調査事業を行うにあたり、箕面駅周辺整備方針検討懇話会（以下「検討懇話会」という。）を開催する。

（所掌事務）

第 2 条 検討懇話会は次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- （ 1 ） 箕面駅周辺の検討対象施設（駅前広場、市営駐車場・駐輪場等）についての整備方針、整備手法、整備計画等の検討。
- （ 2 ） その他必要な事項。

（組織）

第 3 条 検討懇話会は、委員 20 人以内で組織する。

（構成）

第 4 条 検討懇話会は、別表第一に掲げる者及び別表第二に掲げる職にある者をもって構成する。

（委員長等）

第 5 条 検討懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（運営）

第 6 条 検討懇話会は、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員でない者を検討懇話会に出席させ、その意見を求めることができる。

（事務局）

第 7 条 検討懇話会の事務局を地域振興部既成市街地活性化担当におく。

（その他）

第 8 条 この要領に定めるものの他、検討懇話会に関し必要な事項は、委員長が検討懇話会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 5 日から施行する。

別表第1（第三条関係）

ソフト系学識経験者（商業振興）
ハード系学識経験者（まちづくり・景観計画）
商業者
まちづくり団体関係者
TMO代表取締役社長
交通事業者
自治会関係者
市民

別表第2（第三条関係）

政策総括監
都市環境部長
地域振興部長
市長公室専任理事